

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は本学園の学校運営・教育活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類へと移行されることとなり、これまで3年余りに及んだ感染症対策も大きな節目を迎えることとなりました。この間、さまざまな制約の中で、本学園の学校運営・教育活動に御理解、御協力いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

5類移行後は、これまでの感染症対策を一律に講じるのではなく、生徒が安全・安心な環境の中で学校生活を送ることができるよう、下記のとおり対応してまいりますので、御家庭におかれましても、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 基本的な感染症対策について

(1) 毎朝の自宅での検温・健康観察に努めていただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は無理をせずに、自宅で休養するよう御協力をお願いします。

なお、5月10日(水)からは、Google フォームによる健康チェックは不要とします。

(2) 学校では適切な換気に努めるとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの励行を指導します。

(3) マスクの着用を求めないことを基本としますが、登下校時等に混雑した電車・バスを利用する場合や、医療機関・高齢者施設等を訪問する場合などにおいては、マスクの着用を推奨します。

(4) 十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心がけ、身体の抵抗力を高めるよう指導します。

(5) 生徒がマスク着用やワクチン接種の有無によって偏見・差別・いじめ・誹謗中傷等の対象にならないよう、人権尊重の視点に立った指導を継続します。

2 活動場面に応じて行う感染症対策について

(1) 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるよう指導します。

(2) 生徒間・生徒教員間で触れ合わない程度の身体的距離を確保するよう指導します。

3 出席停止措置の取扱いについて

(1) 生徒本人が感染した場合は従前どおり「出席停止」とし、その期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。また、無症状の感染者の場合は「検体を採取した日から5日を経過するまで」となります。生徒の感染が判明した場合は、速やかに学校に連絡してください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
症状あり	発症日	出席停止					登校可能	10日間が経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。				
症状なし	検体採取日	出席停止					登校可能					

【例①】症状が3日目に軽快した場合は、5日目まで出席停止（6日目に登校可能）

【例②】症状が5日目に軽快した場合は、6日目まで出席停止（7日目に登校可能）

(2) 「出席停止」となった場合は、学校指定の「治療報告書」に保護者様が必要事項を記入・捺印していただき、裏面に受診を証明できるもの（調剤証明書等のコピー）を添付して提出してください。

「治療報告書」は本学園ホームページよりダウンロードするか、保健室または担任までお声がけください。

(3) 保護者様から感染が不安で休ませたいと相談があり、同居家族に基礎疾患のある者がいるなど、合理的な理由があると認められる場合についても、校長判断で「出席停止」とさせていただくことがあります。

4 濃厚接触者の取扱いについて

濃厚接触者の特定は行わないこととなったため、同居家族等が感染した場合でも自宅待機を求めることはありません。

5 その他

今後の感染状況等により対応を変更する場合は、別途連絡いたします。